

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六一一二）の一部を次のように改正する。
別表第一警察航空隊の項を次のように改める。

警察航空隊		
職員	航空機の操縦業務に従事することを本務とする警察職員	三
	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十四条に掲げる一等航空整備士又は二等航空整備士の資格に係る業務に従事することを本務とする警察職員	一・五

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。